

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月14日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年5月15日付で提出いたしました第9期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）の四半期報告書の添付書類である「独立監査人の四半期レビュー報告書」につきまして、原本と一部異なる記載がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

独立監査人の四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

（訂正前）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月15日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中
（後略）

（訂正後）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月15日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中
（後略）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月15日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役5名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,170個の発行を決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の従業員69名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,245個の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。